

2 被災労働者及びその遺族の援護

労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者の及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために実施する次表の事業について、成果目標を設定する。

| 事業名 | 目標 |
|-------------------------------------|--|
| 労災年金相談等支援事業 | ○ 年金受給者に対する訪問相談、労災ケアサポート相談・指導、健康管理医による指導等を効果的に実施することにより、本事業に対する利用者から80%以上の満足度を確保する。 |
| 高齢被災労働者対策事業 | ○ 労災特別介護施設における脊髄損傷、じん肺等重度被災労働者に対する褥瘡の予防・措置、排泄処理及び酸素吸入療法など障害特性に応じた専門的かつ、きめ細やかな介護サービスを提供するとともに、より一層その質の向上を図り、本事業に対する入居者から80%以上の満足度を確保する。 ○ 全国8施設の入居者定員800名に対し、入居者数720名、入居率90%を確保する。 |
| 在宅介護支援事業 | ○ 利用者の介護実態に適応した質の高い介護サービスを提供することにより、本事業に対する利用者から80%以上の満足度を確保する。 |
| 労災診療費審査対策事業 | ○ 労災診療費請求等について、誤請求率を8.76%（平成15年度実績）以下とする。 |
| 外国人技能実習生に対する適正な労災保険給付の確保に関する指導・援助事業 | ○ 新たに技能実習生となる者及び技能実習生を受け入れる事業主のすべてに対して、パンフレットの配付等による周知・指導を行う。 ○ 技能実習生に係る休業1ヶ月以上の労働災害が発生したすべての事業場に直接赴き、外国人実習生が帰国後も適正な労災請求手続を行えるよう、フォローアップも含めた指導を実施する。 |
| 年金担保融資事業（独立行政法人） | ○ 中期目標期間中に、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日5日）短縮する。（対象期間：平成16年4月～平成20年3月） |